

鶴岡市林業振興協議会設置要綱

平成17年10月1日

訓令第80号

改正 平成19年3月30日訓令第18号

平成30年9月28日訓令第12号

(設置)

第1条 本市における林業振興計画の策定等に関する事項を協議するため、鶴岡市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 森林整備計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林組合その他農林業関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 林業従事者の代表者
- (4) 木材流通加工業者の代表者
- (5) 林業研究グループ代表者
- (6) 林業改良指導員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日訓令第12号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。